新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会規約

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、大地震又は豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して被災宅地の危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、県内市町村相互及び都道府県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、危険度判定の実施体制の整備を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

①　判定士を養成するための講習会の実施に関すること
②　危険度判定に係る県内市町村間及び都道府県間の相互支援体制の整備に関すること
③　他の災害ボランティア制度との調整に関すること
④　その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（会員の構成）

第４条　協議会の会員は、協議会の目的に賛同する県及び市町村によって構成する。

（入会）

第５条　協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

（負担金）

第６条　会員は、協議会の運営に必要な費用として別表に定める負担金を協議会に納入することとする。

（退会）

第７条　会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（届出）

第８条　会員は、第５条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を協議会に届け出なければならない。

第３章　役員

（種類及び定数）

第９条　協議会に次の役員を置く。

①　会長　　１名
②　副会長　　１名
③　幹事　　若干名
④　監査員　　２名

（選任）

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

２　役員は、相互に兼ねることができない。

（職務）

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　会長、副会長及び幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。

４　監査員は、協議会の会計を監査する。
（任期）
第12条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。
なお、次期役員が選任されるまでの間は、従前の役員がその任を行うものとする。

第４章　会議
（種別）
第13条 会議は、総会と幹事会とする。
（構成）
第14条 総会は会員をもって構成し、幹事会は会長、副会長及び幹事をもって構成する。
（総会の機能）
第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
①　事業計画及び収支予算の決定
②　事業報告及び収支決算の承認
③　規約の変更
④　その他協議会の運営に関する重要な事項
（総会の招集等）
第16条 総会は、会長が招集する。
２　総会は、毎事業年度につき１回開催するほか、必要に応じ開催することができる。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって通知するほか、持ち回り総会に代えることができる。
（総会の議長）
第17条 総会の議長は、会長が努める。
（総会の定足数）
第18条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
（総会の議決権）
第19条 総会における会員の議決権は、１会員につき１個とする。
２　持ち回り総会の場合を除き、議決権は会員の代表者又はその代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。
３　欠席会員は、他の出席会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合には当該会員は、出席したものとみなす。
（総会の議決方法）
第20条 総会の議事は、この規約で別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
なお、持ち回り総会の場合には、書面議決で決するものとする。
（特別決議）
第21条 次の事項は、総会において議決権の３分の２以上による議決を必要とする。
①　規約の改正
②　協議会の解散
（幹事会の権能）
第22条 幹事会は次の事項を議決する。
①　総会に付議すべき事項
②　総会の議決した事項の執行に関する事項
③　その他総会の議決を要しない協議会の運営に関する事項
（幹事会の招集等）
第23条 幹事会は必要に応じて会長が招集する。
２　幹事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって通知するほか、持ち回り幹事会に代えることができる。

３　監査員は、幹事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

（幹事会の議長等）

第24条 幹事会には、第17条から第19条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「会長、副会長及び幹事」と読み替えるものとする。

（幹事会の議決方法）

第25条 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

なお、持ち回り幹事会の場合は、書面議決により決するものとする。

第５章　会計

（財産の管理）

第26条 協議会の財産は、幹事会の定めるところにより事務局が管理する。

（事業年度）

第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

（事業報告及び収支決算）

第28条 協議会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後に会長が作成し、監査員の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第６章　雑則

（事務局）

第29条 協議会の事務を処理するため、新潟県土木部都市局都市政策課に事務局を置く。

（細則）

第30条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て、別に定める。

附　則

１　この規約は、設立総会のあった日（平成13年2月27日）から施行する。

２　協議会の設立時の役員の任期は、第12条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

３　協議会の設立初年度の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成14年3月31日までとする。

附　則

この改正による新たな規約は、平成15年5月12日から施行する。

附　則

この改正による新たな規約は、平成19年5月9日から施行する。

別表（第６条関係）

協議会への負担金
協議会への負担金は、当面の間、これを徴収しない。